

# 労働基準広報 2019 No.1988

## 3/21

### CONTENTS

**新企画** 〈企業事例シリーズ〉人を育てる人事の仕組み③ — 6  
 ～株式会社ベネッセコーポレーション～

## 貢献と報酬の一致を図り 事業の成長に資する人財を育成

ベネッセコーポレーションは、人と組織の変革ゴール（①理念・志の深掘・徹底、②強烈な当事者意識、③イノベーション/飽くなき挑戦、④資源の捻出・有効活用の追及、⑤人へのこだわり）の実現に向け、新人事制度を導入。その最大のねらいは、「貢献と報酬の一致」。グレードが“高止まり”しがちな制度を見直し、役割に応じた格付け・処遇を徹底。評価制度・報酬制度は、シンプル化とメリハリの強化がポイント。また、「人事制度は戦略を実現するツール」という考え方が基本。多彩な事業を営んでいることから、等級の格付けや役割給の報酬レベルの設定などは、基本的なルールの下、事業部門の裁量で運用できる仕組みにしている。

●トピック/労働保険等における ——— 21  
 「現物給与の価額」の改正

### 26都道府県の「食事の額」 87件を今年4月に改正予定

(編集部)

●裁判例から学ぶ予防法務〈第50回〉 ——— 24  
 イクヌーザ事件

### (東京高裁 平成30年10月4日判決) 月間80時間分相当の固定残業代の有効性等 固定残業代が対象とする時間外労働 は月間45時間を超えないように

(弁護士・井澤慎次)

●労務資料/平成30年上半期 雇用動向調査  
 結果 ——— 42

### 前年より入職率は低下、離職率は上昇

(厚生労働省調べ)

●NEWS ——— 1

(パワハラ防止対策を強化する法案提出へ)事業主に相談体制の整備等を義務付ける/ (30年の労働時間等の状況まとまる)年総労働時間は減少続き所定外も2年ぶりに減少/ (法案要綱が諮問・答申される)障害者雇用に関する優良事業主の認定制度を創設/ほか

●知っておくべき職場のルール ——— 38  
 〈第80回〉「年次有給休暇」

### 年5日の時季指定義務は 数年勤続のパートも対象に

(編集部)

●連載 労働スクランブル<sup>10</sup> (労働評論家・飯田康夫) — 40 ●本誌読者アンケート — 47 ●わたしの監督雑感 岩手・花巻労働基準監督署長 川上明 — 54 ●今月の資料室 — 56

アンケートへのご協力をお願い致します(47ページ)

#### 労務相談室

回答者

派遣法 [派遣労働者を直接雇用で派遣先が紹介料請求] 応じる義務は ——— 48 弁護士・新弘江  
 賃金関係 [行方不明の退職者の残余の賃金など] 家族に支払うことでよいか — 50 弁護士・平田健二  
 労働基準法 [トラック運転者の改善基準告示] 適用除外の範囲は ——— 52 弁護士・小川和晃

バックナンバーが閲覧できます!!

<http://rouki.chosakai.ne.jp/>

\*\*\*本誌ご購入の皆様へ\*\*\*

ビジネスセミナー「労働塾」のご案内